

令和5年5月2日

保護者の皆様

津 幡 町 教 育 委 員 会
津幡町立津幡小学校長 稲垣 一郎
(公印省略)

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃より、津幡町の学校教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日付で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することが決まりました。

このことを受け、学校における対応につきましても下記のとおり変更いたしますので、ご確認ください。

なお、今後感染が流行した場合には、一時的に従前の対応をお願いすることもありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

記

①毎朝の体温測定記録等のチェック表の提出は不要とする。

ただし、発熱又は風邪症状がある場合は登校を控え、自宅で休養する。

(できるだけ医療機関の受診をお願いします。自宅で休養した児童生徒は欠席となります。)

②基本的な感染症対策として、健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生は引き続き徹底する。(学校教育活動においては、マスクの着用は求めないことを基本とします。)

③新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒に対する出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とする。

また、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスク着用等により感染拡大防止の配慮をすること。

④同居家族等の感染が確認された場合や、児童生徒が感染者と接触した場合であっても、直ちに出席停止とはならない。(学校への連絡は不要です。)